

野 焼 き は や め よ う !



懲役・罰金・命令の対象となります

屋外で廃棄物を焼却することは、法律により原則として禁止されています

違反した場合は、5年以下の懲役、又は1千万円以下の罰金に処せられます

不法投棄や野焼きを見つけたら、ご連絡ください

最上総合支庁保健福祉環境部環境課 29-1287

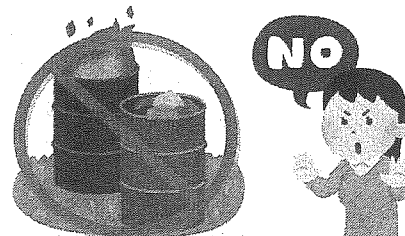
新庄市環境課	22-2111	舟形町住民税務課	32-2111	鮭川村住民税務課	55-2111
金山町環境整備課	52-2111	真室川町町民課	62-2054	戸沢村住民税務課	72-2111
最上町町民税務課	43-2111	大蔵村健康福祉課	75-2111		

新庄最上地区不法投棄防止対策協議会

野焼き・ゴミ焚きは法律で禁止されています！

野焼きは一部例外※¹を除き平成13年4月1日から、廃棄物処理法で禁止されています。この法律に違反すると「**5年**以下の懲役もしくは**1,000万円**以下の罰金、またはその両方が科される」場合があります。

○なぜゴミ焚きがダメなのか？



野焼きは煙や悪臭によるトラブル・生活環境の悪化を招いたり、低い温度で焼却となることでダイオキシン類などの有害物質が発生し人体に影響を及ぼしたり、家屋や山林の燃え広がり火災につながる恐れもあるためとても危険だからです。また、大気汚染（PM2.5）などの原因にもなるため禁止されています。

※¹ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、麦わら、稲わら、雑草）は例外とされていますが、ビニール類、タイヤ、プラスチック類はいかなる場合においても焼却禁止です。

過去に、野焼き・ゴミ焚きから火災が発生しており消防隊員が大勢出動する事態となっております。野焼き・ゴミ焚きは大変危険な行為のため、絶対におやめください。



←記事はこちらから
でもご覧になれます。

お問い合わせ先
真室川町役場 町民課住民係
連絡先 62-2054(内線 237)